

重要事項説明書

サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。

1 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスを提供する事業者について

事業者名称	ソレイユ株式会社
代表者氏名	代表取締役 段 しのぶ
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府堺市北区長曾根町1467番1号 メディカルエイトワンビル 2階 TEL : 072-246-6622 FAX : 072-246-6602
法人設立年月日	平成29年5月26日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	わかば訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	指定事業所番号 : 2766590265
事業所所在地	大阪府堺市北区長曾根町1467番1号 メディカルエイトワンビル 2階
連絡先 相談担当者名	TEL : 072-246-6622 FAX : 072-246-6602 管理者 岸本 眞由美
事業所の通常の 事業の実施地域	堺市全域 松原市 羽曳野市 和泉市 高石市 泉大津市 大阪市南部

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスの提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 : 1名	管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護等の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う
看護職員	看護師 : 常勤換算2.5名以上 (内1名管理者と兼務)	看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる
	理学療法士・作業療法士 : 1名以上	看護業務の一環としてのリハビリテーションを行う。看護師と連携を図りながら計画書・報告書を作成し、事業の提供に当たる
事務職員	1名以上	必要な事務を行う

3 提供するサービスの内容について

(1) 提供するサービスの内容について

提供する訪問看護の内容

■病状・障害の観察 ■食事および排泄等日常生活の世話 ■清拭・洗髪等による清潔の保持
■カテーテル等の管理 ■療養生活や介護方法の指導 ■床ずれの予防・処置
■認知症患者の看護 ■リハビリテーション ■ターミナルケア ■その他医師の指示による医療処置

(2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かりや金銭、物品、飲食の授受
- ② 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。その場合は態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録します）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービス利用料、利用者負担額については、別紙「料金表」を参照

4 その他の費用について

① 交通費	交通費の請求はいたしません。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合は、前日までにご連絡下さい。前日キャンセルの場合はキャンセル料をいただいております。ただし、当日キャンセルの場合は、100%の料金をいただく場合があります。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日以降に利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記の方法によりお支払い下さい。 ・利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお届け（郵送）しますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証や医療保険証を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき（介護保険）、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

7 高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります

- (2) 虐待の防止のための指針を整備します
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します
- (5) 当事業所の虐待防止に関する担当者は、事業所管理者とします

8 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。別紙にて、個人情報の利用に関する同意を頂く事とします。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

医療機関名	主治医（ 医師）
連絡先	電話： FAX：

ご家族様緊急連絡先	氏名（続柄：）
ご住所	〒
連絡先電話番号	自宅： 携帯：

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	訪問看護業務の遂行に起因して生じた事故

11 感染症蔓延及び災害等発生時の対応について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

12 身分証携行義務

訪問看護師等は、常に身分証を携行し、提示を求められた際は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行い、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- ① 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 わかば訪問看護ステーション	所在地 堺市北区長曾根町 1467-1 メディカルエイトワンビル 2 階 電話番号 072-246-6622 ファックス番号 072-246-6602 受付時間 月曜日から金曜日 8 時 30 分～17 時 30 分
【市町村(保険者)の窓口】 堺市 長寿社会部 介護保険課	所在地 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 電話番号 072-228-7513 (直通) ファックス番号 072-228-7853 受付時間 月曜日から金曜日 9 時～17 時 30 分 ＜その他は別紙のとおり＞
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	所在地 大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号(中央大通 FN ビル内) 電話番号 06-6949-5418 ファックス番号 06-6949-5417 受付時間 月曜日から金曜日 9 時～17 時

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府堺市北区長曾根町 1467 番 1 号 メディカルエイトワンビル 2 階
	法人名	ソレイユ株式会社
	代表者名	代表取締役 段 しのぶ 印
	事業所名	わかば訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印 (代筆者: 続柄:)

代理人	住所	
	氏名	印